

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成24年12月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課	
1	証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	地方自治法の改正に伴い、議会の会議の公聴会に参加した者及び参考人として出頭した者に対し実費弁償を行うための規定を整備するものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第116号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市民等への金銭給付に関する条例であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089- 948-6219	
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません			
2	松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	第1次一括法及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正に伴い、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第117号	附属機関 からの 意見聴取	H24.8.23	松山市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に条例の内容を説明し、意見を聴きました。	介護 保険課 089- 948-6968	
				パブリック コメント	H24.9.18 ～24.10.17			パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。
3	松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	第1次一括法及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正に伴い、指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第118号	附属機関 からの 意見聴取	H24.8.23	松山市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に条例の内容を説明し、意見を聴きました。	介護 保険課 089- 948-6968	
				関係団体 からの 意見聴取	H24.8.25			松山市地域包括支援センター運営推進協議会に照会し、意見を聴きました。
				パブリック コメント	H24.9.18 ～24.10.17			パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成24年12月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
4	松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	第1次一括法及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第119号	附属機関 からの 意見聴取	H24.8.23	松山市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に条例の内容を説明し、意見を聴きました。	介護 保険課 089- 948-6968
				関係団体 からの 意見聴取	H24.8.25	松山市地域包括支援センター運営推進協議会に照会し、意見を聴きました。	
				パブリック コメント	H24.9.18 ～24.10.17	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	
5	松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	第1次一括法及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第120号	パブリック コメント	H24.9.18 ～24.10.17	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	介護 保険課 089- 948-6968
				附属機関 からの 意見聴取	H24.8.23	松山市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に条例の内容を説明し、意見を聴きました。	
6	松山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	第1次一括法及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正に伴い、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第121号	附属機関 からの 意見聴取	H24.8.23	松山市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に条例の内容を説明し、意見を聴きました。	介護 保険課 089- 948-6968
				パブリック コメント	H24.9.18 ～24.10.17	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成24年12月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
7	松山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	第1次一括法による介護保険法の改正に伴い、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第122号	附属機関からの意見聴取	H24.8.23	松山市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に条例の内容を説明し、意見を聴きました。	介護 保険課 089- 948-6968
				パブリックコメント	H24.9.18 ～24.10.17	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	
8	松山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第1次一括法による健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法の改正に伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第123号	附属機関からの意見聴取	H24.8.23	松山市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に条例の内容を説明し、意見を聴きました。	介護 保険課 089- 948-6968
				パブリックコメント	H24.9.18 ～24.10.17	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	
9	松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	第1次一括法による老人福祉法の改正に伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第124号	附属機関からの意見聴取	H24.8.23	松山市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に条例の内容を説明し、意見を聴きました。	高齢 福祉課 089- 948-6408
				パブリックコメント	H24.9.18 ～24.10.17	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成24年12月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
10	松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	第1次一括法による老人福祉法の改正に伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第125号	附属機関 からの 意見聴取	H24.8.23	松山市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に条例の内容を説明し、意見を聴きました。	高齢 福祉課 089- 948-6414
				パブリック コメント	H24.9.18 ～24.10.17	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	
11	松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	第2次一括法による社会福祉法の改正に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第126号	附属機関 からの 意見聴取	H24.8.23	松山市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に条例の内容を説明し、意見を聴きました。	高齢 福祉課 089- 948-6414
				パブリック コメント	H24.9.18 ～24.10.17	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	
12	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	第1次一括法及び第2次一括法による障害者自立支援法の改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第127号	附属機関 からの 意見聴取	H24.8.22	松山市自立支援協議会に条例の内容を説明し、意見を聴きました。	障がい 福祉課 089- 948-6849
				パブリック コメント	H24.9.18 ～24.10.17	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	
13	松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	第1次一括法及び第2次一括法による障害者自立支援法の改正に伴い、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第128号	附属機関 からの 意見聴取	H24.8.22	松山市自立支援協議会に条例の内容を説明し、意見を聴きました。	障がい 福祉課 089- 948-6849
				パブリック コメント	H24.9.18 ～24.10.17	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成24年12月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
14	松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	第1次一括法による障害者自立支援法の改正に伴い、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第129号	附属機関 からの 意見聴取	H24.8.22	松山市自立支援協議会に条例の内容を説明し、意見を聴きました。	障がい 福祉課 089- 948-6849
				パブリック コメント	H24.9.18 ～24.10.17	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	
15	松山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	第1次一括法による障害者自立支援法の改正に伴い、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第130号	附属機関 からの 意見聴取	H24.8.22	松山市自立支援協議会に条例の内容を説明し、意見を聴きました。	障がい 福祉課 089- 948-6849
				パブリック コメント	H24.9.18 ～24.10.17	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	
16	松山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	第1次一括法による障害者自立支援法の改正に伴い、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第131号	附属機関 からの 意見聴取	H24.8.22	松山市自立支援協議会に条例の内容を説明し、意見を聴きました。	障がい 福祉課 089- 948-6849
				パブリック コメント	H24.9.18 ～24.10.17	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	
17	松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	第1次一括法による障害者自立支援法の改正に伴い、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第132号	附属機関 からの 意見聴取	H24.8.22	松山市自立支援協議会に条例の内容を説明し、意見を聴きました。	障がい 福祉課 089- 948-6849
				パブリック コメント	H24.9.18 ～24.10.17	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成24年12月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
18	松山市救護施設, 更生施設, 授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	第2次一括法による生活保護法の改正に伴い, 救護施設, 更生施設, 授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定めるものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第133号	施設設置者からの意見聴取	H24.6.22	保護施設丸山荘に条例の内容を説明し, 意見を聴きました。	生活福祉 総務課 089- 948-6397
				パブリックコメント	H24.9.18 ~24.10.17	パブリックコメントを実施し, 広く市民の意見を聴きました。	
19	松山市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	第2次一括法による社会福祉法の改正に伴い, 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第134号	施設設置者からの意見聴取	H24.8.8	愛媛県婦人保護施設さつき寮の施設長に対して, 本市の条例案の概要を説明し, 意見を聴きました。	子育て 支援課 089- 948-6418
				パブリックコメント	H24.9.18 ~24.10.17	パブリックコメントを実施し, 広く市民の意見を聴きました。	
20	松山市へき地保育所条例の一部を改正する条例	日浦保育所を廃止するものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第135号	パブリックコメント	実施していません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置管理に関するものであるため。(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	保育課 089- 948-6951
				パブリックコメント以外の手続	実施していません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成24年12月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
21	松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	第1次一括法による児童福祉法の改正に伴い、特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第136号	施設設置者からの意見聴取	H24.7.30	事業所病院関係者から、総則及び助産施設に係る部分の条例案について意見を聴きました。	保育課 089- 948-6951
				施設設置者からの意見聴取	H24.7.31	公的病院関係者から、総則及び助産施設に係る部分の条例案について意見を聴きました。	
				施設設置者からの意見聴取	H24.8.6	愛媛県母子生活支援センター関係者から、総則及び母子生活支援施設に係る部分の条例案について意見を聴きました。	
				施設設置者からの意見聴取	H24.8.7	松山市の母子寮施設関係者から、総則及び母子生活支援施設に係る部分の条例案について意見を聴きました。	
				附属機関からの意見聴取	H24.8.10	松山市社会福祉審議会委員から、特定児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所)全般についての条例案について意見を聴きました。	
				学識経験者からの意見聴取	H24.8.10	保育分野の大学教授から、保育所に係る部分の条例案について意見を聴きました。	
				保育士からの意見聴取	H24.8.10	松山市保育会副会長から、保育所に係る部分の条例案について意見を聴きました。	

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成24年12月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
				保育士 からの 意見聴取	H24.8.16	松山市保育会関係者から、保育所に係る部分の条例案について意見を聴きました。	
				パブリック コメント	H24.9.18 ～24.10.17	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	
22	松山市医療法施行条例	第2次一括法による医療法の改正に伴い、診療所における専属薬剤師の設置の基準を定めるものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第137号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 本市に裁量の余地がないと認められるため (実施要綱第3条第2項第2号に該当) 国の法令による基準設定が「従うべき基準」とされ、本市の実情等に照らしても、特段に変更する必要性が認められないため	医事 薬事課 089- 911-1805
				医師会 からの 意見聴取	H24.6.7	松山市医師会に条例の概要を説明し、意見を聴きました。	
23	松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例	一般廃棄物処理手数料の適正化を図るものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第138号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 手数料の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	清掃 施設課 089- 948-6902
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成24年12月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
24	松山市下水道条例の一部を改正する条例	下水道使用料の適正化を図るものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第139号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 手数料の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	下水道 サービス課 089- 948-6530
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
25	松山市小規模下水道条例の一部を改正する条例	小規模下水道使用料の適正化を図るものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第140号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 手数料の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	下水道 サービス課 089- 948-6530
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
26	松山市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の改正に伴い、風致地区における建築等の許可を、面積が10ヘクタール以上で、かつ、他の市町の区域にわたるものを除き、本市において処理することとするものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第141号	関係者への 説明	実施して いません	実質的に規制の内容や事務手続に変更がないため、必要に応じて建築関係者等に条例の内容を周知します。	都市 政策課 089- 948-6479
				パブリック コメント	H24.9.18 ～24.10.17		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成24年12月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
27	松山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	道路占用料の適正化を図るものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第142号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 手数料の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	道路 管理課 089- 948-6473
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
28	松山市手数料条例の一部を改正する条例	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料, 道路位置指定申請手数料等を徴収するとともに, 建築物に関する確認申請及び計画通知手数料等を引き上げるものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第143号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 手数料の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	建築 指導課 089- 948-6526
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
29	松山市北条鹿島博物展示館条例	北条鹿島博物展示館を設置するものです。	平成24年 11月30日 提出 議案 第144号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置・管理に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	観光産業 振興課 089- 948-6556
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成24年12月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条 例 名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
--	-------	-------	-----------	-------	---------	---	-----

【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程において、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民のみなさんの意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、市の基本的な政策等の策定過程において、必要な事項を公表する → 市民等の意見を考慮して意思決定を行う → 提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続のことをいいます。
- ⑦「第1次一括法」とは、平成23年5月2日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」のことをいいます。
- ⑧「第2次一括法」とは、平成23年8月30日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」のことをいいます。
- ⑨松山市では、一括法に関連する条例を制定する場合には、原則として、パブリックコメントとそれ以外の意見聴取手続をあわせて実施することにしています。